

漁業経営緊急設備導入支援事業 【補助金交付要領】

【補助金の概要】

1 趣旨

物価高騰の影響により収益力が低下している漁業者等に対し、燃費・生産性向上が図られる機器や施設整備に係る経費の一部を助成する。

2 補助額

省エネ・燃費向上が図られる機器購入や施設整備等に対する費用の 1/6（上限 1,000 千円）を補助する。

（県：1/2、市：1/6 上限 1,000 千円）

3 予算額

2,500 千円（1,000 千円×15 件×1/6）

（国庫支出金：重点支援地方創生臨時交付金、一般財源）

令和 7 年度 12 月補正

【申請要件】

1 対象者

漁業者、漁業法人、漁業者団体等

2 要件

(1) 令和 7 年度までの市税を滞納していないこと。

(2) 申請者が、男鹿市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、及び同第 2 号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

(3) 耐用年数以内の単純更新は対象外とする。

3 事業の実施期間

この事業の実施期間は令和 7 年度から令和 8 年度とする。

【申請・受付手続等】

受付期間：令和 8 年 1 月 14 日～令和 8 年 12 月 25 日

1 申請手続き

(1) 本事業は県の秋田の漁業省エネ化支援事業に対し協調助成を行うものであるため、別途、事業の計画や県補助金の申請等を秋田県水産漁港課に対し行ったうえで、市補助金の手続きを行うこと。

(2) 男鹿市農林水産関係補助金等交付要綱による

・添付書類

県へ提出した実績報告書等の書類一式の写し

2 審査

- ・申請を受け、申請要件、添付書類の記載内容について速やかに審査する。
- ・支給の可否の決定にあたり、申請者の市税等納付状況、その他必要な事項の調査を行う。
- ・申請者の事業実態を把握するため、必要により、秋田県漁業協同組合中央支所各地区に対し、情報提供を求めるものとする。(漁業者及び漁業法人等)

3 交付決定（却下）の通知

審査の結果、本交付金を交付する旨の決定をしたとき又は交付しない旨の決定をしたときは、速やかに交付決定または申請却下の通知（様式第2号又は様式第3号）を送付するものとする。申請却下の場合、提出された請求書は返却するものとする。

4 補助金交付の時期

申請書が提出され、交付を決定したときは、速やかに交付手続きを行うものとする。

5 支払い事務

定例支払日（毎週木曜）での支払いとする。

【問い合わせ窓口】 農林水産課

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

【その他】

本補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消しするものとする。この場合、申請者に対して、補助金の返還を求めることができる。

本補助金の概要については、市ホームページ掲載や個別に漁業者への情報発信により、周知を図るものとする。